

永年組合員記念品配付実施要項

1 目 的

25年以上勤務し、銀婚記念品配付事業に該当（申し込み）しないで退職する組合員に記念品を贈ります。

2 対 象 者

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に退職する（した）場合で、次の（1）及び（2）の条件に該当する組合員

（1）組合員期間が引き続き25年以上あること。

※ただし、組合員期間には他支部及び他の公務員の組合員期間を含みます。

（2）銀婚記念品配付（他の組合の同様の事業を含む）を受けていないこと。

※永年組合員記念品配付と銀婚記念品配付は、どちらか一方を、一度限り申請できます。

3 申 込 方 法

別紙「令和5年度永年組合員記念品配付申込書（様式第5号）」（51ページ）に記入のうえ、提出してください。

4 申 込 期 間

令和5年6月1日（木）～令和6年2月15日（木）（当日消印有効）

※年度途中の退職（死亡退職含む）の場合もこの期間に申請いただくこととなります。

5 記 念 品

約5,000円相当のもの

6 配 付 時 期

令和6年3月を目途に、所属所またはご自宅あて送付する予定です。